

## パッケージ商品に追加接続するハードウェア製品に対する ダイヤモンドメンテナンスサービスⅡ契約条項

第1条	契約目的、保守サービス 弊社製品の契約目的は、弊社の提供する取扱説明（以下「仕様」といいます）に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿等及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる製品をお客様に提供することとします。 株式会社日本デジタル研究所（以下「乙」という）は、本契約にしたがって、日本国内に設置されている本契約記載のハードウェア製品、本契約記載のハードウェア製品に関するネットワーク環境及び本契約記載のハードウェア製品で使用するソフトウェア（以下「ソフトウェア」といいます）に対し、保守サービスを提供します。お客様（以下「甲」という）は、本契約にしたがって、本契約記載のハードウェア製品及びネットワーク環境を乙の工場出荷時の仕様状態に修復し、ソフトウェアを乙の定める最新の状態に維持するために、乙の保守サービスを利用することができます。
第2条	保守サービスの範囲 本契約記載のハードウェア製品には、サーバーまでの接続ケーブルを含み、その他の消耗品及びアクセサリ等は含まないものとします。また、ネットワーク環境とは、サーバーのデータをサーバーと本契約記載のハードウェア製品との間で相互にやり取りする環境を意味するものとします。
第3条	本契約の契約期間等 本契約の種類、契約期間、自動更新期限及び月額料金は、本契約に記載する内容とします。
第4条	支払方法 甲は、本契約記載の月額料金を、本契約記載の契約期間の開始日の属する月から満了日の属する月まで、毎月、月払いで乙に支払うものとし、その後の更新期間についても同様とします。
第5条	従前の保守契約の合意解約 本契約記載のハードウェア製品が、本契約締結時に、既に乙と保守契約を締結していた場合、当該保守契約は、本契約記載の契約期間の開始日の属する月の前月末日をもって自動的に合意解約されたものとし、当該保守契約について、甲は、当該解約日の属する月までの保守料金を乙に支払い、当該解約日の属する月を超えて契約期間満了日までの残期間分に対する保守料金については支払義務がないものとします。
第6条	データの取り扱い 本契約は、甲がデータを適切に取り扱えるよう本契約記載のハードウェア製品、ネットワーク環境及びソフトウェアに対して保守を提供することを契約内容としており、本契約記載のハードウェア製品、ネットワーク環境及びソフトウェアで利用されるデータ自体は保守の対象としません。そのため、乙は個人番号や内容に含むデータを一括取り扱わず、個人番号や内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態で保守サービスが提供されます。
第7条	本契約の種類と保守サービスの内容 1. 本契約の種類はdh契約とし、dh契約の保守サービスは次のとおり提供されるものとします。 ① 乙は甲から本契約記載のハードウェア製品及びネットワーク環境に関する不具合解消の要請があった場合、訪問によって、不具合発生原因を診断調査し、原因を切り分け、本契約記載のハードウェア製品については故障を修理、調整し、ネットワーク環境については不具合を修復します。 ② 乙はソフトウェアに關し必要と判断した場合、更新ソフトウェアまたはリニューアル版を提供します。なお、更新ソフトウェアとは税制改正等により乙がソフトウェアの仕様の改良が必要と判断した場合に製作するソフトウェアをい、リニューアル版とは乙がソフトウェアの大幅な仕様の改良が必要と判断した場合に製作するソフトウェアをいうものとします。 2. ソフトウェアに対する保守サービスの提供方法は、JDLソフトウェアダウンロードサービスの方法とし、提供時期は乙がその都度定めるものとします。但し、更新ソフトウェアまたはリニューアル版の提供の都度、別途、甲が乙所定の金額を支払う場合には、CD-R等の媒体に記録する方法で提供を受けることができるものとします。 3. 本契約により交換された旧部品または装置の所有権は、乙に帰属するものとします。 4. 本契約は、準委任契約とします。
第8条	保守サービスの提供時間 本契約記載のハードウェア製品及びネットワーク環境に対する保守サービスの提供時間は、原則として午前9時から午後5時までとします。但し、土曜日、日曜日、祝祭日その他乙の定める休業日は除くものとします。
第9条	保守サービスの制限事項 本契約の保守サービスには、次の各号に定めるサービスは含まれないものとします。但し、甲の要求に基づき乙が提供可能と判断した場合には、別途定める金額にて提供することができるものとします。 ① 天災地変、戦争、事故等通常使用では起こりえない原因により生じた本契約記載のハードウェア製品の修理、調整、ソフトウェアの修正、ネットワーク環境の不具合に対する不具合発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。 ② 乙または乙の指定業者以外の者によって提供されたサービスを原因として生じた本契約記載のハードウェア製品の修理、調整、ソフトウェアの修正、ネットワーク環境の不具合に対する不具合発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。 ③ 乙の指定しない他社製周辺機器を原因として生じた本契約記載のハードウェア製品の修理、調整、ソフトウェアの修正、ネットワーク環境の不具合に対する不具合発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。 ④ 甲が乙の規格に合わないコンピュータ、ソフトウェア製品等の使用を原因として生じた本契約記載のハードウェア製品の修理、調整、ネットワーク環境の不具合に対する不具合発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。 ⑤ 本契約記載のハードウェア製品及びネットワーク環境に接続されている他社製周辺機器に対する修理及び調整。 ⑥ ネットワーク環境に接続されている他社製PCの不具合に対する修理及び調整並びに他社製PCを原因として生じた不具合に対する一切の作業。 ⑦ メール設定、インターネット接続設定等甲の要求に基づき構築された利用環境に対する不具合発生原因の診断調査、原因の切り分け、再構築作業。 ⑧ 本契約記載のハードウェア製品及びネットワーク環境の搬入・設置・移転・撤去の作業。 ⑨ 本契約記載のハードウェア製品及びネットワーク環境に関する電源、配線工事、オーバーホールまたはこれに準ずる作業。 ⑩ データの復元作業、データの修復作業及びデータのコンバート作業。 ⑪ 消耗品及びアクセサリの提供、修理及び調整。 ⑫ コンピュータウィルス等の感染により生じた本契約記載のハードウェア製品及びネットワーク環境の修理、修復及び調整並びに外観を著しく損なった本契約記載のハードウェア製品の修復。 ⑬ 甲の要求により、乙が本契約記載のハードウェア製品もしくはネットワーク環境の仕様を変更した場合の当該仕様変更部分。 ⑭ その他本契約第7条第1項各号の保守サービスの範囲外の仕事。
第10条	更新ソフトウェア製品の提供と免責 乙が第7条第2項第1または第2に定める方法によって甲に更新ソフトウェアまたはリニューアル版（以下、双方を合わせて「更新ソフトウェア製品」という）を提供したにもかかわらず、甲が提供された更新ソフトウェア製品の使用許諾条件に同意しない等の理由によって更新ソフトウェア製品を使用しない場合であっても、乙は更新ソフトウェア製品の提供を行ったものとみなし、かつこの場合においても更新ソフトウェア製品の提供を行わなかったことによる責めを負わないものとし、甲は本契約記載の月額料金を支払わなければならないものとします。
第11条	契約不適合責任の特約等 1. 乙は、更新ソフトウェア製品の不具合のないこと、更新ソフトウェア製品の使用によって甲及び第三者に損害を与えないこと、更新ソフトウェア製品の完全性を保証しないものとします。 2. 更新ソフトウェア製品は、既に甲が受領済みで現在使用許諾中のソフトウェア製品に対して改善を提供することを目的としています。 3. 甲は、更新ソフトウェア製品の引渡を受けた後、更新ソフトウェア製品の不具合を発見した場合も、乙に対し、法令上の履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとします。但し、乙は、当該更新ソフトウェア製品の仕様不適合に対応するため、バージョンアップを行う場合があります。また、バージョンアップの提供時期及び方法は乙の判断によるものとします。
第12条	更新ソフトウェア製品の使用許諾に関する事項 1. 乙は、甲に対し、本契約の定めを遵守することを条件に、本契約によって提供される更新ソフトウェア製品の日本国内における譲渡不能かつ非独占的使用権を許諾します。 2. 更新ソフトウェア製品に関する著作権及び特許権等の一切の権利は、乙または乙が許諾を受けた第三者に帰属するものとします。 3. 更新ソフトウェア製品は、日本国内において、本契約記載のハードウェア製品に限りインストールして使用することができるものとします。 4. 更新ソフトウェア製品は、本契約記載のハードウェア製品の他のソフトウェアが乙の定める最新の状態であることを使用するための動作条件とします。 5. 処理できる登録件数が限定されているソフトウェアについては、更新ソフトウェア製品についても同一の範囲で使用を許諾します。 6. 甲は、次の行為を行うことはできないものとします。 ① 更新ソフトウェア製品の全部もしくは一部を複製すること。 ② 乙があらかじめ定めている場合を除き、更新ソフトウェア製品を頒布、譲渡及び貸与などの方法をもって、第三者に使用させること。 ③ 更新ソフトウェア製品を改造、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすること。 ④ 更新ソフトウェア製品の改造、改修その他の翻案をすること。なお、甲が更新ソフトウェア製品の改造、改修を希望する場合、乙が可能かつ妥当であると判断した場合には乙にて改造改修するものとします。この場合、改造改修後のソフトウェアの著作権及び特許権等の一切の権利は乙に帰属するものとします。 ⑤ 乙の文書による許諾なしに、更新ソフトウェア製品のモニタ画面の表示やプリンタからの印刷物を出版等に使用すること。
第13条	自動更新 本契約は、本契約記載の契約期間満了1ヶ月前迄に甲、乙いずれからも書面による解約の申入がない限り、更に1年間自動的に更新され、その後も同様とし、本契約記載の自動更新期限の到来をもって自動的に終了するものとします。
第14条	自動更新期限経過による本契約終了後の保守サービス 本契約は、本契約記載の自動更新期限経過後の延長はないものとします。但し、乙は保守対応が可能であると判断する本契約記載のハードウェア製品については、甲乙協議の上、別途乙の指定する料金及び保守内容で保守契約を締結して保守サービスを提供する場合があります。なお、この場合であっても、ネットワーク環境に対する保守サービスは、本契約記載のハードウェア製品においてソフトウェアが適法に使用できて本契約記載のハードウェア製品の保守契約が維持できる場合に限り、提供できるものとします。
第15条	支払金額及び支払期日等 1. 本契約記載の月額料金の支払いについては、法定税率による消費税額等を加算して支払うものとします。 2. 本契約記載の月額料金の支払期日は、口座振替による場合は本契約の契約期間の開始日の属する月の翌々月14日を第1回目の支払期日とし、振り込みによる場合は本契約の契約期間の開始日の属する月の翌月末日を第1回目の支払期日とします。第2回目の支払期日は、口座振替による場合は第1回目の支払期日の属する月の翌月14日とし、振り込みによる場合は第1回目の支払期日の属する月の翌月末日とし、以後、同様とします。 3. 振り込みの場合の振込手数料は、甲の負担とします。
第16条	保守サービスの提供終了 1. 乙は、乙の判断によりいつでも本契約記載のハードウェア製品及びネットワーク環境に関し、保守サービスの提供を終了できるものとします。 2. 前項の保守サービスの提供終了が本契約の契約期間中または更新期間中に発生した場合、保守サービスの提供が終了する範囲について、本契約は直ちに自動的に終了するものとします。この場合、甲は予め終了を承諾しかつ乙の責任を問わないものとします。 3. 乙は、乙の判断によりいつでもソフトウェアに関し、保守サービスの提供を終了できるものとします。 4. ソフトウェアに関する保守サービスの提供終了は前項のほか、乙は、次の各号についても保守サービスの提供を終了できるものとします。 ① 本契約記載のハードウェア製品について、本契約記載の納品日から5年の期間を経過した場合。 ② 乙がリニューアル等の大幅な機能改善を行ったソフトウェア（以下「リニューアル版」という）を発売した場合のリニューアル版の前当該ソフトウェアに対する保守サービス。 ③ JDL I B E Xに関するソフトウェア製品は、甲の当該ソフトウェア製品の購入から5年の期間を経過した場合。 5. 第3項及び第4項により、ソフトウェア製品の提供終了が本契約の契約期間中または更新期間中に発生した場合、保守サービスの提供が終了する範囲について、本契約は直ちに自動的に終了するものとします。
第17条	遅延損害金 甲が月額料金の支払いを怠ったときは、甲は乙に対し、遅延利息を日歩4銭の割合で支払うものとします。
第18条	乙の責任 1. 乙は請求原因のいかににかかわらず、入力データの消失、破損等、ハードウェア製品、ソフトウェア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Webサービス、サポートサービスに起因して生じた、通常の損害、特別の損害による損害（損害発生につき乙が予見すべきであった場合を含むものとします。）、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切責任を負わないものとします。 2. 前項の規定は、乙に故意または重大過失がある場合には適用しないものとします。 3. 本契約のもとにおいて乙が損害賠償責任を負う場合、乙は仕様どおりでないことと判断した症状の発生源となったハードウェア製品、ソフトウェア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Webサービスまたはサポートサービスについて、それぞれ当該ハードウェア製品、当該ソフトウェア製品、当該サプライ商品、当該ユースウェアサービス、当該保守サービス、当該Webサービスまたは当該サポートサービスの見積書記載の範囲に相当する額を限度とし、見積書がない場合はそれぞれの販売価格に相当する額を限度として賠償責任を負うものとします。
第19条	期限の利益喪失 1. 甲が次の各号の一に該当するときは、甲は、乙から何らの通知、催告がなくても、乙に対して負担する一切の債務について、期限の利益を失うものとし、乙に対し直ちにその債務を弁済しなければならないものとし、甲が乙に対する債務の1つでも支払義務を怠ったとき。 ① (仮)差押え、(仮)処分、強制執行、税等の滞納処分による差押え、担保権の実行としての競売の申立て、または破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算開始の申立てがあったとき（但し、第三債務者として(仮)差押え等を受けた場合を除く）。 ② 甲が振り出したまたは引き受けた手形、小切手につき不渡処分を受けるなど支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。 2. 甲が次の各号の一に該当し、乙が請求したときは、甲は、乙に対して負担する債務について直ちに期限の利益を失うものとする。 ① 前項第1号に定める以外で甲が本契約等に違反したとき。 ② 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。 ③ 甲の財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。
第20条	契約の解除 甲が前条第1項各号または第2項の各号のいずれかに該当するときは、乙は、何らの通知、催告を要せず、また、乙の義務の履行なくして直ちに本契約等の全部または一部を解除することができるものとし、かつ、甲は解除により乙に生じた損害を賠償しなければならないものとします。

## 第21条 その他

1. 乙は、本契約に基づく保守サービスにより、本契約記載のハードウェア製品もしくはネットワーク環境の稼働が停止する間の賠償責任を負わないものとします。
2. 甲は、乙所定の適切な本契約記載のハードウェア製品もしくはネットワーク環境の据え付け場所を確保し、乙が適時かつ安全に保守サービスを行うことができるようにします。
3. 甲はサービスを受けるにあたり、甲のデータを保護するための適切な防御措置を実施し、本契約記載のハードウェア製品もしくはネットワーク環境に記録されたソフトウェア、データ等を、本契約記載のハードウェア製品もしくはネットワーク環境より取り出し保全を図るものとします。また、甲がソフトウェア、データ等を本契約記載のハードウェア製品もしくはネットワーク環境に記録された状態で乙に引き渡した場合には、乙は、これらの保全の責任を負わないものとします。
4. 甲は、乙の書面による事前の同意がない場合、本契約及び本契約上の権利・義務を第三者に譲渡もしくは移転することができないものとします。
5. 本契約記載のハードウェア製品に関し、乙が提供するハードウェア製品への買換による廃棄、あるいは買換による第三者への譲渡が行われた場合、甲が乙に対しその内容を書面で通知し、これを乙が了承することによって本契約は終了するものとします。
6. 甲は、契約期間中、本契約を解約しないものとします。
7. 本契約成立後契約期間中において甲により本契約が解約（一部解約を含む）された場合は、乙は甲が既に支払った金額の返還を行わず、甲は乙に対し契約期間の残期間分に対する月額料金を一括して支払わなければならないものとします。

## 第22条 個人情報の利用目的の明示

- 乙は、本契約記載の甲の個人情報を、次の各号記載の利用目的に基づき収集し、利用するものとします。
- ① 甲の個人情報は、コンピュータシステムの設計、製造、販売、保守等乙の営む事業に関する製品、商品、サービス等の甲への提供のほか、これらに付帯関連するサービスの提供等乙の事業遂行に必要な範囲においても収集し利用されます。
  - ② 甲の個人情報は、航空運送事業を営む乙の連結対象会社に関するサービスを乙から甲に提供するために収集し利用されます。
  - ③ 乙は、甲の個人情報をDM等によるアンケートへのお願い等の方法により収集することがあります。また、修理、配送及び郵便物の発送等乙の業務の一部を外部の業者に委託することがあります。
  - ④ 甲の個人情報は、甲の事前の同意がある場合に限り、甲が事前に同意された第三者へ、第三者提供されます。

## 第23条 反社会的勢力の排除等

1. 本契約において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。
2. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、現時点及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約します。
  - ① 自己又は自己の役員(名称を問わず経営に実質的に関与している者をいいます)若しくは自己の社員が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
  - ② 反社会的勢力が実質的に経営を支配していること。
  - ③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有すること。
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること。
  - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
3. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自己若しくは自己の社員又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。
  - ① 暴力的な要求行為。
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
  - ⑤ その他各号に準ずる行為。
4. 甲又は乙が前2項に違反した場合、相手方は何らの催告を要しないで、本契約を解除することができるものとします。
5. 前項の場合、解除された者は解除により生じる損害について、解除を行なった者に対し一切の請求を行わず、解除を行なった者は何らの賠償責任を負わないものとします。また、解除を行なった者は、解除により生じる損害について、解除された者に対し賠償を請求できるものとします。

## 第24条 合意管轄

本契約に関連、付随して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。